

韓国と日本の主な相違点(特・実・意・商)

本資料はC&SとRYUKAが協同で作成致しました。ご質問がございましたら、どうぞお気軽にご連絡ください。
韓国C&S 孫源 mailbox@cnsnat.com 日本RYUKA 龍華 明裕 info@ryuka.com

1. 特許

(韓国部分：2019年1月8日改、日本部分：2019年10月18日改)

	韓国	日本
新規性喪失の例外	・12ヶ月以内に願出すること 2015年7月29日以降の願出の場合 ・明細書の補正が可能な時期と、 ・特許査定、特許審決(拒絶の取消審決) から3ヶ月以内で設定登録前も申請可	・12か月以内に願出すること ・出願時に申請しなくてはならない
先の願出を参照する特許出願	・できない	・何語の外国出願でも参照可能 ・分割、変更、PCT出願では不可 ・特許請求の範囲の和文が必要 ・出願後4ヶ月以内に、明細書、および必要な図面等の提出が必要
外国語出願	・英語のみ可(日本語は不可)	・何語でも可
外国語出願の翻訳提出期限	・優先日から14月で、第三者による審査請求の通知から3ヶ月以内	・優先日から16月と、その後を受け取る提出命令への応答期間2月(優先日から約18月)
国内移行	・優先日から31月	・優先日から30月
PCT翻訳文	国際出願日が2015年以降の場合: ・優先日から31月(1月延長申請可) ・PCT原文に基づいて誤訳を訂正可	・優先日から30月または国内移行日から2月の遅い方まで
優先権証明書	・優先日から1年4ヶ月以内(ただし日本と韓国の間では不要)	・同左 + 補正命令で指定される期間内
特許請求の範囲	・優先日から14ヶ月まで猶予可 ・ただし新規事項の追加は認められない。	・出願と同時に提出しなくてはならない
従属	・シングルマルチ(マルチのマルチは不可)	・マルチのマルチ可
プログラム	・携帯電話などのハードウェアに保存されているプログラムのみクレームできる。 ・プログラムの記録媒体は保護される。	・プログラムを、物の発明としてクレームできる。
人体の治療方法等	保護されない	
審査請求期間	出願日が2017年3月1日以降 ・出願から3年 出願日が2017年3月1日前 ・出願から5年	出願から3年
審査猶予	・出願日から5年まで審査の遅延が可能	・審査の遅延を請求できない
審査請求料の返還	審査着手前に特許出願を取り下げ又は放棄する必要がある ・全額が返還される。 ・半額が返還される	

審査期間	審査請求からOAまで概ね9月～1年	
早期審査 優先審査	・請求から3ヶ月以内にOAがでる。 ・庁費用は約\$400。代理人費用は約\$200	・請求から2ヶ月以内にOAがでる。 ・庁費用はない。代理人費用は約4万円
	日韓審査ハイウェイも可	
審査官による 職権補正	・軽微な誤字・脱字 ・拒絶理由となる明らかな誤記	・無
外国の審査 結果の提出	・審査官は、優先権の基礎出願の審査結果を提出することを命ずることができる。	・無
拒絶理由通知 への応答期間	・2ヶ月以内：4回(4月)まで延長可 ・5回目以降も、法定事由に該当し、審査官が承認すれば可(法定事由に該当すると、比較的容易に認められる)	・在日者：60日(最大2月延長可、但し審判請求後は延長不可) ・在外者：3月(最大3月延長可)
	・期間経過後は延長不可	・期間経過後も延長可(ただし高額)
	延長の庁費用 ・1回目 2万Won ・2回目 3万Won ・3回目 6万Won ・4回目 12万Won ・5回目～ 24万Won	延長の庁費用 ・2,100円/回 ・期間経過後の延長請求は51,000円
分割出願	右に加えて ・特許拒絶決定の取消審決(特許審決又は再審査)から3ヶ月以内にも可	・明細書の補正が可能な時期 ・特許査定後(審判請求前のみ) ・拒絶査定後
実案からの 変更	・実用新案登録出願について最初の拒絶決定 ・本送達から30日が経過するまで	・実用新案登録出願から3年以内
再審査	・拒絶決定通知から30日以内 30日(在外者は最大60日)延長可 ・請求時に補正が必要 ・拒絶維持 ⇒ 拒絶査定不服審判/分割可	・前置審査に相当する。 日本では前置審査のみを請求できず、 審判請求時に補正することで前置審査に付される。
拒絶査定 不服審判	・拒絶決定通知から30日以内 30日(在外者は最大60日)延長可 ・補正不可	・在日者：本送達日から3ヶ月以内 ・在外者：同4ヶ月以内(延長不可) ・審判請求と同時に補正可
審判及び再審 請求手続の 追完	・不責事由があれば、その事由が消滅した日から2ヶ月以内で、期間経過後1年以内に請求可	・不責事由があれば、その事由が消滅した日から14日以内(在外者：2ヶ月以内)で、期間経過後6ヶ月以内に請求可
審判請求後の 補正	拒絶理由が出されれば補正をできる。	
	・拒絶理由は殆ど出されないが、新たな文献を提示することで出してもらえらる場合がある。	・特許査定できるクレームを面談等で提示すると、比較的、拒絶理由を出してもらいやすい。
特許決定後の 職権再審査	・2017年3月以降、特許決定後も設定登録前に明白な拒絶理由が発見されれば、審査官が職権で特許を取消し再審査可	・無
異議申立 (韓：特許取消申請)	・何人も請求可 ・訂正の機会あり ・異議申立人は棄却決定に対して不服不可	
	2017年3月以後に設定登録された特許 ・登録日から、登録公告の6月後まで ・文献告知による進歩性・新規性欠如を理由とする場合のみ	・特許公報の発行から6ヶ月以内 ・記載要件、新規事項追加違反等によっても請求可

無効審判	・利害関係人又は審査官	・利害関係人のみ ・冒認は本人のみが請求可
無効審判における訂正の機会	・答弁書提出期間内 ・職権審理に対する意見陳述期間内	
	・右の期間は不可	・審決予告を行う場合の指定期間内 ・無効審判棄却審決の取消判決確定後に、申立があった場合の指定期間内
訂正審判請求可能時期	・特許権を行使可能な期間 ・但し特許異議申立（韓：特許取消申請）又は無効審判が特許庁に係属中は不可	
	・無効審判が特許法院に係属～弁論終結までも請求可（特許取消申請に係属中でも）	・左の期間は不可
訂正審判	請求範囲を実質的に拡張又は変更することができない	
	・従属項に記載されておらず発明の詳細な説明のみに記載された特徴で減縮する訂正は認められないことが多いが、以前程厳しくは無くなった。	・概ね3カ月で審決を得られる。 ・明細書に記載された特徴で減縮する訂正を含めて98%の審決で訂正が認められた（2013年）
訴訟手続の中止	・当事者の申請により又は裁判所の職権により可	・裁判所の職権のみにより可
年金の返還	・右に加え、特許を放棄した場合も翌年以降の年金が返還	・過誤納、取消決定又は無効の場合、翌年以降の年金が返還
特許権の移転請求	正当権利者が無権利者に特許権の移転を裁判所に請求可	
実施行為	・輸出を含まない	・輸出を含む
均等	・課題解決原理が同一であること 他の要件は日本と同じ	・置換部分が特定発明の本質的な部分でないこと。他に4つの要件あり
間接侵害	下記の物を業として生産・譲渡・貸与または輸入するかその物の譲渡又は貸与の申出をする行為 ・物の発明の場合： その物の生産にのみ使用する物 ・方法発明の場合： その方法の実施にのみ使用する物	左に加えて、 ・特許発明に係る物の生産または方法の使用に用いる物であって、発明の課題解決に不可欠なものを、発明の実施に用いられることを知りながら生産・譲渡等する行為 ・侵害品を、業として譲渡等又は輸出のために所持する行為
	損害賠償消滅時効	侵害及び加害者を知った日から3年 ・侵害行為から10年

2. 実用新案

(韓国部分：2017年3月21日改、日本部分：2019年10月18日改)

	韓国	日本
審査請求	・出願から3年以内 (分割出願/変更出願から30日以内も可)	・なし
技術評価書	・なし	・権利消滅後も請求可 ・権利行使のためには、技術評価書が必要
保護期間	出願から10年	

3. 意匠(デザイン)

(韓国部分：2017年9月22日改、日本部分：2019年10月18日改)

※括弧書き<>は、2019年の日本意匠法改正による変更内容。本改正法は2020年4月1日施行見込み。

	韓国	日本
ハーグ協定	加入済	
複数意匠の出願	○	○ <変更>
関連意匠	基本意匠の出願日から1年以内に出願可 関連意匠のみに類似した意匠は登録不可	基本意匠の出願日から10年以内に出願可。さらに、関連意匠のみに類似した意匠の登録も可能。<保護拡大>
画像	原則：画像自体は保護されない ○：物品に表現されるか特定可能な表示部に表現されている画像	原則：機器の操作の用に供される画像又は危機がその機能を発揮した結果として表示される画像 ○：物品に登録されていない画像（クラウド上に保存され、ネットワークを通じて表示される画像）<保護拡大> ○：物品に表示されていない画像（道路に投影された画像）<保護拡大>
建築物	原則：保護されない（内装も同じ） ○：組立て式または移動式建築物の外観	○：建築物の外観・内装 <新規>
フォント	○（保護される）	×
必要図面	六面図（同一又は対称図面は省略可）	
	・斜視図（大体必要である） ・フォントデザインの場合は指定字図面、例文文章図面、および代表字図面	・六面図だけで意匠を特定できない場合は斜視図または断面図
物品の区分	出願時に必ず記載要	×
新規性喪失の例外	1年以内に出願すること	6カ月以内に出願すること
	・出願時、拒絶決定又は登録決定の通知書発生前まで、異議申立答弁時、無効審判答弁時に申請可	・出願時にのみ申請可
出願公開	・申請により可（補償金請求権が発生する）	・なし
審査有無	・物品の種類によって、審査出願と一部審査出願がある	・すべての出願が実体審査の対象
意見書	・拒絶理由通知日から2月以内 ・4ヶ月延長可能	・在日者：40日（延長不可） ・在外者：3月（請求により1月延長）
補正時期	・デザイン登録決定通知書の送達前 ・登録拒絶決定の後、再審査請求時（但し補正する場合に限り再審査請求可） ・拒絶不服審判請求後30日以内	・審査、審判、再審係属中
異議申立	・一部審査登録出願に限り、登録公告後3ヶ月以内に可	・なし
存続期間	・「出願」から20年	・「出願」から25年<保護拡大>
特許出願からの変更	・不可	・多数の意匠を一特許出願に含めておき後で選んで意匠出願に変更をできる。 ・変更を遅らせて意匠登録を遅らせることで権利の満了を遅らせることができる。

4. 商標

(韓国部分：2016年9月1日改、日本部分：2019年10月18日改)

	韓 国	日 本
商標出願、又は 商標登録 への 指定商品／指定役務 の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・可(商品商標への役務追加、及び 役務商標への商品追加も可能) ・登録番号が原商標と同じになり、更新を管理し易い。 ・但し存続期間は原商標と同一となる。 ・出願／登録費用は、通常の出願と同じ ・更新費用は、原商標と同じクラスについては不要、新たなクラスについては必要。但し、同じクラスにおいて指定商品／役務の数が20個を超える場合、1個超過当たり2,000ウォンの追加庁費用が発生する。 	不可
標準文字商標	制度なし	フォントを指定しない標準文字によって商標登録できる
防護標章	制度なし	登録商標が周知の場合、非類似の商品／役務について防護標章を登録可 (不使用取消審判の対象とならない)
外国商標権者の国内販売代理店等による不正な商標出願	<ul style="list-style-type: none"> ・拒絶理由、無効理由 ・無効審判除斥期間なし 	取消し理由
異議申立	出願公告日から2月以内 (登録前異議申し立て)	登録公報の発行日から2月以内 (登録後異議申し立て)
設定登録料納付時 の一部放棄	指定商品／役務毎に可	区分毎に可
類似する指定商品／役務の分割移転	不可(違反すれば取消し理由となる)	可
不使用取消審判	日本と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・だれでも請求可 ・審判請求日に遡及して消滅する。
権利範囲確認審判	・指定商品毎に請求可能	なし